

特記仕様書

第1 業務概要

1. 1 業務名称 第21号 秋期八幡地区市営住宅等除草作業業務委託
1. 2 履行期限 契約締結日 から 令和8年11月20日（金）まで
1. 3 委託内容 改良住宅空家、空地、浄化槽施設敷地の除草を行い、
近江八幡市環境エネルギーセンターへ運搬及び処理する業務。

第2 作業方法

2. 1 作業時間
原則、平日午前8時30分~午後5時の中で行うこと。
2. 2 安全管理
作業員の安全及び飛び石等への対策などの必要な処置を行い安全管理に努めること。
作業中の事故、飛び石等による器物破損が発生した場合は速やかに監督員へ連絡すること。
2. 3 作業手順
除草及び集草・運搬について、地域の状況を踏まえて手順を決定すること。
また、除草後は速やかに集草・運搬し、風等で飛散しないように注意すること。
2. 4 処理について
草の処理については、近江八幡市環境エネルギーセンターに運搬し処理すること。
草の搬入にあたり、処理手数料免除許可証の発行をするため、事前に監督員に連絡をすること。
土曜日搬入を行う場合は、平日に許可書の受領をすること。

第3 完了

3. 1 作業記録
受託者は、除草作業前後の状態が分かるように撮影をし、施工完了時に提出すること。
3. 2 検査
完了検査においては、関係書類をそろえ、検査を受けること。

第4 その他・注意事項

- ・除草箇所リストの備考および駐車位置等の注意事項については、監督員と事前に打ち合わせの上十分な配慮に努めること。
- ・除草箇所の繁茂状況等により、監督員と受託者で協議を行い、除草スケジュールの調整に努めること。
- ・除草作業において、機械刈りが行うことが出来ない部分（フェンス際つる草等）に関しては、手刈り等により行うこと。